

別紙『消費税率引き上げに伴う対応について』

1. 新消費税率の適用開始日

令和元年（2019年）10月1日より	標準税率	10%	※国税	7.8%	地方税	2.2%
	軽減税率	8%	※国税	6.24%	地方税	1.76%

ただし、弊社が取り扱う製品には、軽減税率が対象となる製品はございません。

2. 消費税率の判定について

- ・ 製品販売（消耗品・部品の販売含む）の場合は、**製品の弊社出荷日での消費税率**を適用いたします。
 - ・ 修理作業の場合は、具体的な物品の引渡しを要しないサービス提供という特性上、役務の全部を完了した日とされております。従って、**作業が完了日での消費税率**を適用いたします。
 - ・ 保守契約の場合は、サービスの提供を一括して行なうものではなく、一定期間を通して継続して役務の提供を行なうもので、サービス期間の経過とともに役務の提供を完了するものとし、**令和元年（2019年）10月1日以降は、新消費税率を適用**致します。
- なお、保守契約料金を事前にお支払いが完了しておいても、新消費税率が施行以降の役務期間分は現行消費税法8%と新消費税法10%の差額2%を別途調整請求させていただきます。

3. 消費税差額調整時期について

保守契約を一括にて事前
に保守契約金額をお支払いのお客
様（新消費税法適用前にお支払
いが完了しておりますお客
様）

令和元年（2019年）10月に差額調整請求をさせていただきます。

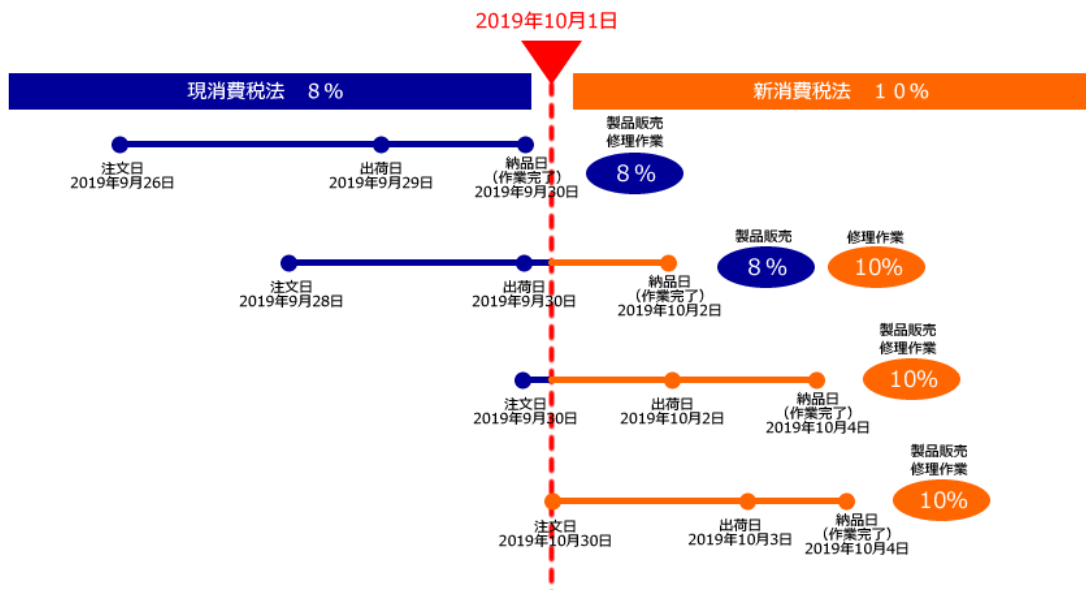
保守契約を毎月お支払いのお客
様

令和元年（2019年）10月より新消費税率10%にてご請求いたします。

新消費税法が施行日、令和元年（2019年）10月1日以降に行なう取引に関しましては「10%」が適用されます。施行日をまたぐ取引に関しては十分にご注意ください。

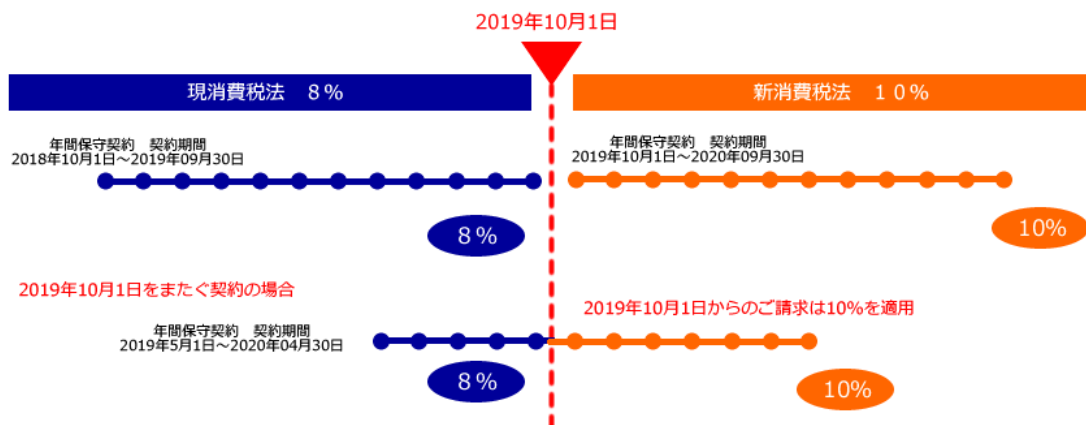
具体例に関して次のページもご参照ください。

① 製品販売（消耗品・部品の販売含む）・修理作業



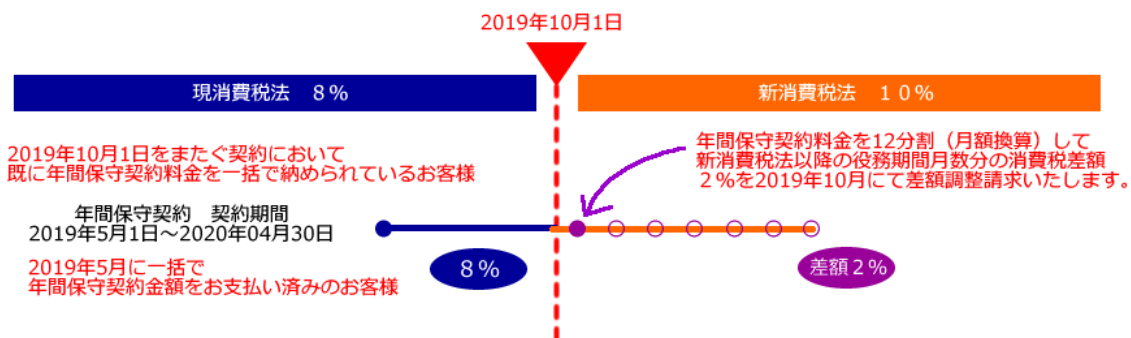
※税率改正日が近いお取引（修理作業）におきましては、事前にご確認ください。

② 保守契約（毎月ご請求にてご契約中のお客様）



2019年10月1日以降のご請求分は、新消費税法10%でのご請求に切り替わります。

③ 保守契約（2019年9月30日以前に年間保守契約金額を頂いているお客様）



例えば

保守契約期間 2019年5月から1年間（2019年5月1日～2020年4月30日）
 年間保守契約金額 ¥600,000（税別）でご契約のお客様において
 2019年5月にて年間保守契約料金を一括でお支払い済みのお客様 の場合

2019年5月のご請求時点で現行消費税率8%にてお支払い頂いております。

新消費税法施行日 2019年10月1日以降の役務にかかる満了までの期間（2019年10月1日～2020年4月30日までの7ヶ月間分）の消費税差額2%部分が差額請求分となります。

算出方法

$$\begin{array}{l} \text{年間保守契約金額} \\ 600,000 \end{array} \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{l} \text{月額保守契約金額算出} \\ 50,000 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{月額保守契約金額算出} \\ 50,000 \end{array} \times 0.02 = \begin{array}{l} \text{消費税差額2\%（月額）算出} \\ 1,000 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{消費税差額2\%（月額）算出} \\ 1,000 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{新消費税法施行以降} \\ \text{契約満了までの月数} \\ 7\text{ヶ月} \end{array} = \begin{array}{l} \text{差額調整算出金額} \\ 7,000 \end{array}$$

2019年10月にてご請求させて頂く消費税差額2%分の金額となります。

※計算算出上端数が発生する場合、端数は切り捨てさせていただきます。

以上